

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2012～2017年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2012年度	103	119	1	4
2013年度	985	1,249	34	169
2014年度	1,091	1,218	119	448
2015年度	1,216	1,264	56	427
2016年度	586	707	54	234
2017年度	248	475	34	271

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2012年度	99	95	96.0%
2013年度	978	968	99.0%
2014年度	1,054	993	94.2%
2015年度	1,107	1,088	98.3%
2016年度	565	524	92.7%
2017年度	241	217	90.0%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2018年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2018年度	295	752	10	17
2018年4月～6月	92	230	3	7
2018年7月～9月	41	49	1	1
2018年10月～12月	24	26	4	4
2019年1月～3月	138	446	2	6
2019年度	1,658	1,807	14	32
2019年4月～6月	110	190	5	13
2019年7月～9月	450	436	5	8
2019年10月～12月	809	1,051	0	0
2020年1月～3月	289	131	4	11
2020年度	1,328	1,536	29	34
2020年4月～6月	389	453	14	17
2020年7月～9月	256	487	6	7
2020年10月～12月	413	377	6	6
2021年1月～3月	270	219	3	3
2021年度	45	193	2	31
2021年4月～6月	45	193	2	31
2021年7月～9月				
2021年10月～12月				
2022年1月～3月				

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2018年度	292	282	96.6%
2018年4月～6月	91	86	94.5%
2018年7月～9月	39	38	97.4%
2018年10月～12月	24	21	87.5%
2019年1月～3月	138	137	99.3%
2019年度	1,650	1,631	98.8%
2019年4月～6月	107	103	96.3%
2019年7月～9月	450	445	98.9%
2019年10月～12月	806	800	99.3%
2020年1月～3月	287	283	98.6%
2020年度	1,229	1,159	94.3%
2020年4月～6月	375	364	97.1%
2020年7月～9月	252	242	96.0%
2020年10月～12月	355	314	88.5%
2021年1月～3月	247	239	96.8%
2021年度	11	7	63.6%
2021年4月～6月	11	7	63.6%
2021年7月～9月			
2021年10月～12月			
2022年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

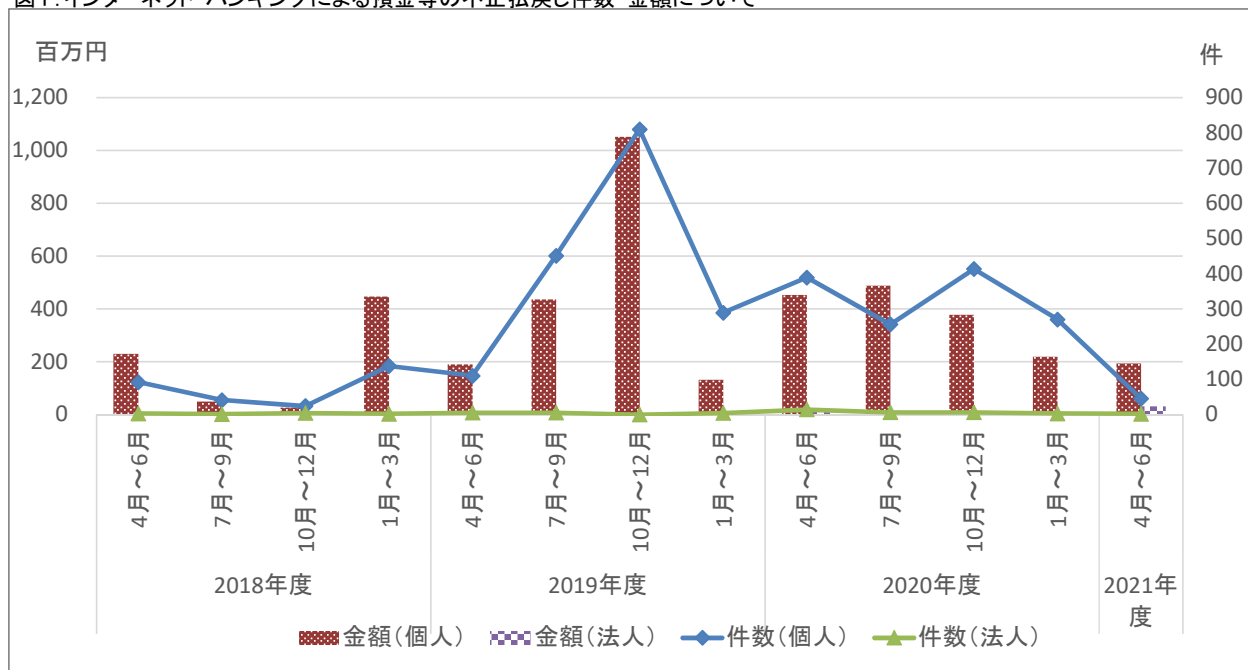
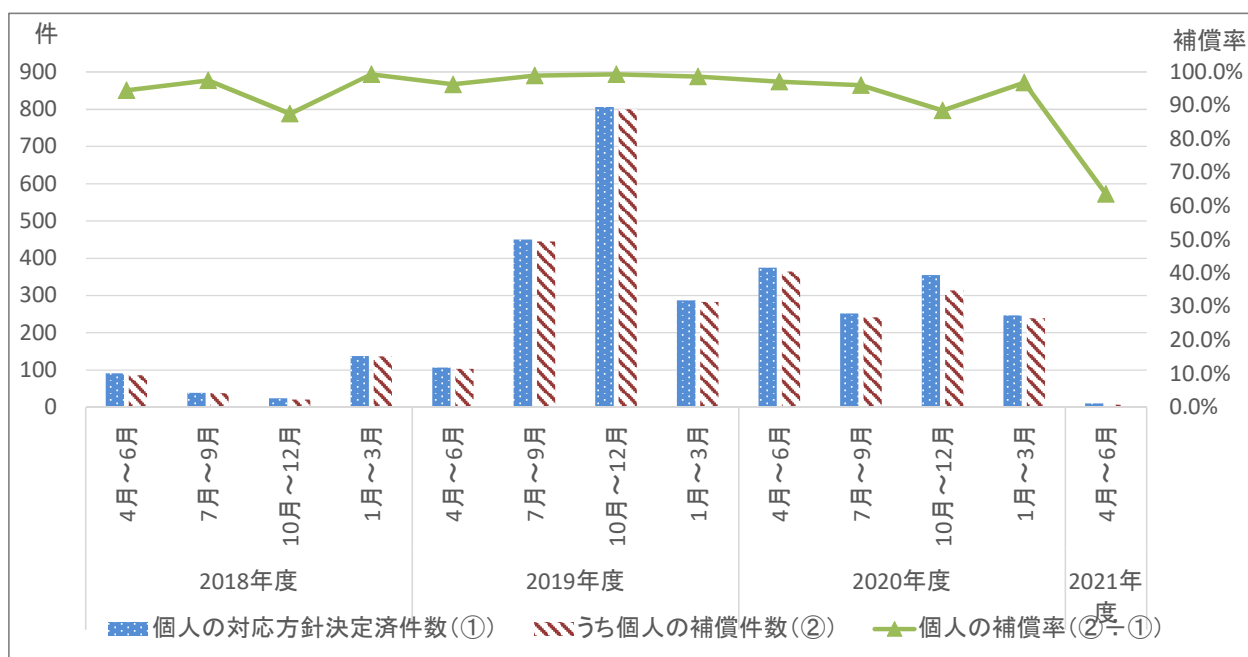


図2: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上